

## 広島市教育大綱の改定について

## 1 趣旨

広島市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を行い、本市の教育の目標や施策の根本となる方針として策定している。

現行の大綱の対象期間が令和2年度までとなっていることから、大綱策定後の状況等を踏まえて必要な修正を加えた上で改定し、令和3年度から令和7年度まで（5年間）を対象期間とする大綱を策定する。

## 2 今年度のスケジュール

|            |   |
|------------|---|
| 令和2年7月29日  | <b>第1回総合教育会議（改定について）</b><br>大綱策定後の社会の動きや変化、将来の見通しを踏まえ、それに対応していく上で、子どもに求められる力、構築すべき教育システムなど、大綱の改定内容について議論した。 |
| 令和2年11月30日 | <b>第2回総合教育会議（改定素案について）</b><br>第1回総合教育会議での議論を踏まえて作成した大綱の改定素案について議論した。  |
| 令和3年2月4日   | <b>第3回総合教育会議（改定案について）</b><br>第2回総合教育会議までの議論を踏まえて作成した大綱の改定案について議論する。   |
| 令和3年3月まで   | 大綱の改定   |